

令和2年4月22日

認可保育園及び認定こども園を
利用中の保護者の皆様へ

廿日市市長 松本 太郎
(福祉保健部こども課)

**新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言後の「登園自粛」及び
「保育料等の取り扱い変更」について(お知らせ)**

保護者の皆様には4月16日付けで、市の独自施策として感染症防止の観点から連続
14日以上登園がない場合、保育料等を返還することを周知したところです。

しかしながら、その翌日、全国に緊急事態宣言が発令されたため、次のとおり保育利
用について見直し、取り扱いを変更いたしましたのでご確認ください。

【緊急事態宣言期間中(4/17~5/6)の登園自粛について】

- 仕事を休業し、家庭で保育可能な保護者は、園児の登園を自粛してください。

(14日連続の休園に限らず、1日のお休みでも保育料等の返還の対象とします。)

【市内に感染が蔓延した場合の利用について】

- 保育提供の縮小や臨時休園(※1)する事があります。
- 保育園の利用は、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続することが必
要な方や、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方に限ります。

(※1) その場合でも保育を必要とする保護者は、別途、事前利用届出書を4月25日(土)
までを目安に在籍する園まで提出をお願いします。

【保育料及び給食費の取り扱い】

- 保育料及び給食費は、一旦、納期限までに納めていただき、後日、減額計算を行い還付
する流れとなります。詳細については、後日周知いたします。

国の緊急事態宣言期間	保育料・給食費
4/17~5/6(発令期間延長の可能性あり) 「広島県を含む緊急事態宣言期間中」	登園がない日数分について、日割り計算により 還付します。
緊急事態宣言終了後から「市主催のイベ ント等の自粛期間内」 5/17まで(延長の可能性あり)	登園がない日数分について、日割り計算により 還付します。

※ 私立園における給食費の取扱いは、各園にお問い合わせください。

担当：保育グループ

電話 30-9154